

高第676号
平成28年12月2日

社会福祉法人大東福祉会
理事長 杉原 浩志 様

岐阜県知事 古田 肇



平成8年度及び平成9年度社会福祉施設等整備費補助金により整備した
老人デイサービスセンターに係る財産処分の承認について

平成28年11月7日付けで申請があった標記については、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号)第21条の規定により、承認したので通知します。

なお、本財産の処分完了後、1か月以内にその事実を証する書類を提出していただきますようお願いいたします。

本部 29 第 3 号
平成 29 年 5 月 9 日

岐阜県知事 古田 肇 様

社会福祉法人 大東福祉会
理事長 杉原 浩志



社会福祉施設等施設整備費国庫補助金により取得した老人福祉施設
に係る財産処分完了報告について

平成 28 年 12 月 2 日発高第 676 号により承認された標記の財産処分につきましては、別添
のとおり完了しましたので、報告します。



1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
社会福祉法人 大東福社会	—	大東デイサービスセンター かがやき	岐阜県大垣市東前 1丁目79番地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
老人デイサービスセンター B型	鉄筋コンクリート造	448.76 m ²	3,700.60 m ²	30名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
国 47,258,000円 県 23,629,000円	国 47,258,000円 県 23,629,000円	120,891,788円	平成8～9 年度	50年	19年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
ショートステイ事業に転用				平成29年5月1日	

3 経緯及び処分の理由

現在のデイサービスセンターを北側隣接する新施設に移転するため、ショートステイ事業に転用する。

新施設：岐阜県大垣市東前1丁目78番地 鉄骨造り2階建て1階部分(住宅型有料老人ホーム併設)

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目(番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・地方公共団体以外の者 → (2) ②ア～ウ

5 添付資料

- ・対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

◆本体施設1階ショートステイ改修工事



食堂①



食堂②



ワーカーセンター



2人部屋・廊下



2人部屋①



2人部屋②



2人部屋③



4人部屋・廊下



4人部屋①



4人部屋②



廊下・食堂より



廊下・リネン室より



リネン室



配膳室

建物完成引渡書

平成29年3月31日

社会福祉法人 大東福社会 様

記

1. 工事名 大東 本体施設1階 ショートステイ改修工事
2. 住 所 大垣市東前1丁目79番地
3. 完成日 平成29年 3月31日
4. 建物概要 鉄筋コンクリート造 5階建
本体施設1階 ショートステイ改修

上記の建物、本日完成しましたので、お引き渡し致します。

請負人 住 所
氏 名

